

## 日本労働年鑑 第51集 1981年版

The Labour Year Book of Japan 1981

## 特集 定年制・年金問題

## その1 定年制

## 3 定年延長をめぐる政府・経営者の政策

## (3) 定年延長の法制化問題

定年延長を立法措置によって促進しようという立場をとる各野党および労働四団体にたいして、政府・自民党側は一貫して法制化時期尚早論を唱えてきたが、七九年五月の国会における七九年度予算審議の際に定年延長推進策について、立法化問題をふくめ審議会に諮問する旨の回答を野党側に示し、事実六月二五日、労働大臣は雇用審議会にたいし定年延長の推進策について、立法化問題をもふくめて諮問した。

一方、各野党がそれぞれ推進してきた定年延長法案は、その後社会、公明、共産、民社の四党共同提案のかたちにとまり、八〇年四月八日、「定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案」として第九一通常国会に提出された。その要旨はつぎのとおりである。

- (1)事業主は六五歳未満の年齢を定年として労働者を退職させてはならず、定年が定められていない場合も年齢を理由として六五歳未満の労働者を退職させてはならない。
- (2)事業主は労働者の雇入れに当たっては、年齢を理由として、中高年齢者(四五歳以上、六五歳未満)の雇入れを拒んではならない。

(3)職業紹介事業者は中高年齢者の年齢を理由として職業を紹介することを拒んではならず、また事業主又は職業紹介事業者は中高年齢者が除外されることとなる募集広告をしてはならない。

- (4)施行期日は八四年四月一日とするが、当分の間、六五歳とあるのは六〇歳とする。

四野党は同月一八日にも、現在の「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を改正して高年齢者雇用率を現行の努力規定から罰則をとらなう義務規定に変更することを主たる内容とする法案の共同提案をおこなったが、両法案とも国会解散により廃案となった。

なお経営者側は、定年制の法制化にたいして、問題が「経営権」の枠内のことだとして強い反対を示している(この点日経連『労働問題研究委員会報告』七九年、本年鑑第三部一VI参照)。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

